

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法第六十七条による告示(二件)
 -(都市整備局住宅政策推進部不動産課).....一
- 公共測量の終了(三件)
 -(都市整備局都市基盤部調整課).....一
 -(都市整備局市街地建築部建築指導課).....二
 -(東京都環境影響評価条例による調査計画書).....二
 -(環境局都市地球環境部環境都市づくり課).....二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除
 -(環境局環境改善部化学物質対策課).....三
- 貸金業法による行政処分
 -(産業労働局金融部貸金業対策課).....四
- 道路一体建物に関する協定
 -(建設局道路管理部路政課).....四
- 不在者投票管理者を置く施設の指定
 -(建設局道路管理部路政課).....五
- 土地収用法による収用の裁決手続開始
 -(東京都収用委員会).....五

正誤

●東京都告示第八百四十三号
貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号。以下「法」という。)第二十四条の六の四第一項の規定による行政処分について、法第二十四条の六の八の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年五月十一日
東京都知事 石原 慎太郎

一 被処分者

(一) 商号又は名称
東商トータルサービス

(二) 氏名(法人の場合は代表者氏名)
小川 肇

(三) 主たる営業所の所在地
品川区上大崎三丁目五番三号 朝日目黒ビジネスマンション八階八〇二号室

(四) 登録番号
東京都知事(1)第三一〇九号

(五) 登録年月日
平成二十年七月三十日

二 処分年月日
平成二十三年五月十日

三 処分の内容
登録の取消し

四 適用条文
法第二十四条の六の四第一項第一号

【別紙】



登録取消し処分(違反情状の特に重いもの)

処分日:平成23年5月10日

番号	業者名(代表者名)・登録番号・登録日	登録上の営業所所在地	主な処分理由(違反事項)
1	東商トータルサービス(小川肇) 東京都知事(1)第31109号 登録年月日:平成20年7月30日	品川区上大崎三丁目5番3号 朝日目黒ビジネスマンション8階802号室	財産的基礎要件の未充足、事業報告書の虚偽記載、業務報告書の虚偽記載

【参考】



行政処分の対象となった事例

■ 財産的基礎要件の未充足等

当該業者は、貸金業法(以下「法」という。)で定められている貸金業者の財産的基礎要件(純資産額5,000万円以上)を満たしていないにもかかわらず、事業報告書及び業務報告書の添付書類である財産に関する調書に、法で定められた純資産額があるかのように虚偽の記載をし、東京都に提出していた。

※貸金業対策課に寄せられる苦情・相談が、業者の行政処分のきっかけになっています。おかしいな、変だなと思ったら、貸金業対策課にご相談ください。